

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

## 市の動き

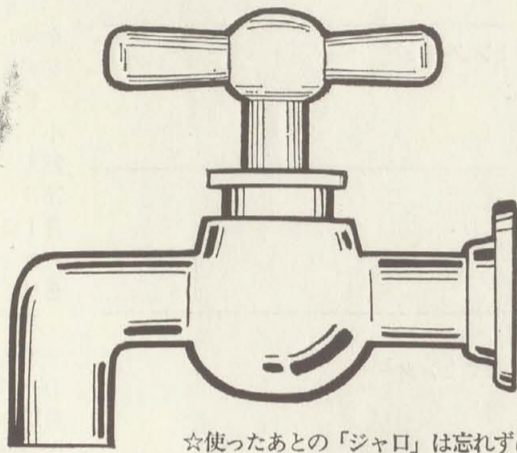
### ジャロはきちっと締まっていますか 水も限りある資源の一つです

私たちは「浪費」「濫費」のたとえとして「湯水のように使う」という表現をします。これは、わが国では古来、豊かな水に恵まれほとんど無尽蔵のものであるかのように使えたということに由来するものでしょう。

ところが、それは昔の話。近年、産業の発展、都市化の進行によって水の需要は増える一方です。ところが、その供給源となる河川は汚染され、地下水は地盤沈下のため汲み上げ不可能という状態です。

したがって現在、良質な水の確保が非常にむずかしくなっており、このため、いま皆さんのご家庭にお届けしている水道の水には数多くの手間と多額のお金がかかっているのです。いまや、水は「つくられたもの」であり、限りある貴重な資源なのです。

梅雨があけると水の使用量が急増する夏がやってきます。水のムダ使いはないか、いま一度点検してみましょう。



- ☆使ったあとの「ジャロ」は忘れずに締めましょう
- ☆歯をみがく間は水をとめましょう
- ☆洗たくやそうじには風呂の残り湯も使いましょう
- ☆洗車は水をバケツに汲んでからしましょう

●水道料金の支払いは便利な預金口座振替で  
たった一度の簡単な手続きであなたの預金口座から決まった日に自動的に水道料金のお支払いができます。

お申し込みは最近の領収書と印かんをもって、預金口座のある金融機関まで。

なお、預金口座振替は次の金融機関で取り扱っています。

■取扱金融機関（市内及び府下の本支店）

池田銀行 大阪銀行 協和銀行 三和銀行  
住友銀行 泉州銀行 第一勧業銀行 大和銀行  
富士銀行 三菱銀行 大阪相互銀行 関西相互銀行 近畿相互銀行 幸福相互銀行  
太陽神戸銀行 大阪信用金庫 大阪市信用金庫  
相互信用金庫 八光信用金庫 東大阪信用金庫  
大阪商業信用組合 弘容信用組合  
三野郷農協 八尾市農協 福寿信用組合 郵便局

☆6月1日から福寿信用組合でも口座振替の取り扱いを始めました。



ちよっと  
まそ下さい  
ジャロは  
きちっと締  
めましたか  
? ? ?

出しっぱなし  
じゃ  
だめじゃ  
ないの!!

# やお市政だより

第507号

2

昭和49年6月20日

## 市の行事

6/26 (水)	結婚 家児 教育	☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 南山本小 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所
27 (木)	家児 法律 青少	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 八尾小 ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30~21.00
28 (金)	行政 家児 身障 教育	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 中高安幼、北山本小 ☆不用犬の受付 9.15~12.00, 13.00~17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15~11.00 八尾保健所
29 (土)	青少	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター
30 (日)		
7/1 (月)	教育 家児 心配	☆防災の日 ☆民謡講習会(一般参加自由) 18.00~ 教育センター
2 (火)	交通 青少	☆ツベルクリン接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆不用犬の受付 9.15~12.00, 13.00~17.00 八尾保健所
3 (水)	結婚 家児 教育	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所
4 (木)	家児 法律 青少 職業	☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(卓球) 17.30~21.00
5 (金)	家児 身障 教育	☆少年を守る日 ☆不用犬の受付 9.15~12.00, 13.00~17.00 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
6 (土)	青少	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター
7 (日)		☆七夕 ☆参議院議員選挙の投票日 7.00~19.00
8 (月)	行政 教育 家児 心配 法律	☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 八尾小 ☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所
9 (火)	交通 青少	☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 中高安幼、北山本小 ☆不用犬の受付 9.15~12.00, 13.00~17.00 八尾保健所
10 (水)	結婚 家児 教育	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 安中小、安中解放会館 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所

### 《人の動き》

(49年4月末現在)  
 総数 244,201(+774)  
 男 122,597(+411)  
 女 121,604(+363)  
 世帯数 74,820(+468)  
 ( )内は前月から  
 の増減です



### 《短歌》

はなやぎて  
 登る山路に野いちごの  
 草かげにあり赤きつぶら実  
 有馬富美子(主婦)

### 《計量器の定期検査》

計量器の定期検査(営業用)を今年も次のとおり実施しますので必ずお受けください。

6月24日 ○大正小 △中高安小 25日 労働会館分館(植松) 26日 久宝寺中 27日 安中小 28日 ○新家市場 △曙川小 7月1日 南高安小 2日、3日 労働会館(山本) 4日 志紀小 5日、8日 教育センター  
 時間は、○印は午前10時30分~午後0時30分 △印は午後1時30分~午後3時30分、無印は午前10時30分~午後0時30分と午後1時30分~午後3時30分です。

### 《来年度使用教科書の展示会》

今年度は中学校の教科書を選びなおす年です。そのために、来年度中学生が使用する新しい教科書の展示会が行われます。中学生をおもちのご父兄の方、教科書に興味のある方はどしどしお越しください。

☆とき 7月1日~10日 午前9時~午後5時(土、日曜日も開かれます)

☆ところ 大阪府府民センター内中河内教育事務所 教科書センター(本町3丁目9-7)

### 《迷惑駐車はやめよう》

八尾警察署では、現在、青空駐車(迷惑駐車)の強力な取り締まりを実施しています。青空駐車は、消防車や救急車のさまたげになったり、交通障害や事故の原因になります。市民に大きな迷惑をかける青空駐車はやめましょう。

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも 13時~16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法律相談(当日予約制) 行政 = 行政相談 いずれも 13時~16時

市民相談室で 教育 = 教育相談

9時~ 教育相談室で 職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で

### 《水難事故防止運動》

八尾警察署では、6月1日から7月31日までの2カ月夏季水難事故防止運動実施期間としてこどもの水難事故防止運動をすすめています。

府下では、今年の5月末までに既に28人の犠牲者がでています。八尾市から1名の犠牲者も出さないよう次のようなことから心がけてください。

☆こどもの行き先を確かめ、危険な場所に行かせないように注意しましょう。

☆池、野つぼなどの所有者(管理者)は、柵、看板などを設置してください。

☆防犯委員、PTA、地区住民の方は「愛のパトロール」を実施し、事故防止にご協力ください。

### 《危険な線路遊びをやめよう》

線路で遊んだり、置石や投石などのいたずらをするこどもがふえています。これらのいたずらは人身事故はもちろん、危険な脱線事故につながります。

線路遊びをしているこどもをかけたなら注意するとともに、いたましい鉄道事故からこどもを守るため、「愛の一声」をかけてやってください。

### 《府自然環境保全指導員》

大阪府自然環境保全条例にもとづいて次のとおり大阪府自然環境保全指導員八尾市担当者が任命されました。

指導員は市内の自然環境の実態を把握し、府に必要な情報の提供を行います。八尾市の自然環境についてご意見などがありましたら次の指導員にご連絡ください。

▽浦 宗二 西山本町1-7-31 電23-4337 ▽村上一郎 上之島町南7-23-17 電(06)971-7768 ▽福井征夫 南小阪合町5-1-26 電97-2392 ▽増田光治 黒谷934 電41-6024

### 《訂正》

手続きあんない「わたくしたちの八尾」の施設と講座(70ページ)の欄、図書室の開室時間を次のように訂正します。

▷月、水、木、金曜日午前10時~午後8時 ▷土曜日午前9時~12時 ▷日曜日午前10時~午後5時 ▷祝祭日(土、火曜日は除く)午前10時~午後5時

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事がありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)



# やお市政だより

第507号

3

昭和49年6月20日

## 選挙

### 参議院議員通常選挙

## 7月7日(日)は投票日です

午前7時～午後7時

参議院議員通常選挙の投票日が、7月7日「七夕の日」に行われます。

今回の選挙は、物価、教育、福祉など多くの課題をかかえ、70年代後半への日本のあり方について、国民がどのような選択をするかという点においても重要な意義があり、良い政治の実現が期待されます。その意味においても、国民の一人一人が参院選の意義と重要性を理解し、積極的に明るい選挙の投票に参加しましょう。

#### 八尾市で投票できる人

☆昭和49年3月12日以前に転入届をした人で、昭和29年7月8日以前に生れた人  
☆昭和49年3月7日以降の転出者

なお、八尾市内で住所を変えた人で、ことし6月12日までに転居届をされた人は転居先の投票所で、6月13日以降の人は転居前の投票所で投票してください。

選挙人名簿にあなたの名前が載っているかどうか確認されたい人は、八尾市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。(91-3881)

へご持参ください。本人以外の入場整理券は絶対に使用しないでください。

万一、事務の手ちがいにより入場整理券が届かなかったり、紛失されたときでも投票する資格のある人は投票することができます。

#### 投票する順序は……

まず、受付係で入場整理券をお見せください。つぎに入場整理券の簿冊Noに記入されている番号の名簿対照係に行き、選挙人名簿の対照を受けて、そのまま投票用紙交付係に行き、入場整理券と引き換えに投票用紙を受け取ってください。

今回、投票用紙は別々にお渡しいたしますので、投票用紙をまちがえないように記入して、それぞれのきめられた投票箱に入れてください。

☆ 地方区の投票用紙(うす黄色の紙に黒字で印刷)

☆ 全国区の投票用紙(白色の紙に赤字で印刷)

#### 選挙公報の配付について

投票される候補者を決めていただく資料として、候補者の主義主張や経歴などを載せた選挙公報を6月27日頃から各世帯に配付します。7月5日までに届かないときは、もよりの出張所、または市選挙管理委員会事務局へ申し出てください。

#### 立会演説会

候補者に、じかにふれ、人物、識見、政見などを知るのもっともよい方法として、大阪府選出議員選挙の候補者の立会演説会を開きますので、お誘いあわせのうえお越しください。

☆とき 6月28日(金) 午後1時30分から

☆ところ 八尾市立体育館(教育センター内)

会場には駐車場がありませんので、車でのおこしはご遠慮ください。

#### 投票所は「入場整理券」の上部に印刷してあります

八尾市には38ヶ所の投票所があります。入場整理券は指定された投票所でないと投票することができません。(4、5、6面参照)

#### あなたの投票所所在地図

最近、八尾市に転入および転居された人、投票所変更地区の人、また投票所の所在地がわかりにくい人は、4、5面に所在地の略図に載せていますので、6面の投票所一覧表とともにご参考にしてください。

#### お願い

☆ 志紀地区(一部)において、7月1日付で町名地番が改正されますが、投票所入場整理券の配送は事務の都合上、旧番地にてお送りいたしますので、ご了承ください。

☆ 投票所へ自動車でお越しになりますと当日は付近の交通が大変混雑しますので、徒歩または自転車にて交通にお気をつけの上、お越しくださるようお願いいたします。

#### 投票所入場整理券は郵送します

投票所入場整理券は、6月25日ごろから「郵便はがき」にて順次お送りいたしますが本市の選挙人名簿に登録されている人、または資格のある人で7月1日ごろまでに届かないときは、市選挙管理委員会事務局までご連絡ください。(TEL 91-3881)

#### 入場整理券の使い方

入場整理券は、1枚の「郵便はがき」に4人分が記入できるようになっています。投票所へ行かれるときは、自分の名前のみ「キリトリ線」により切り、該当する投票所

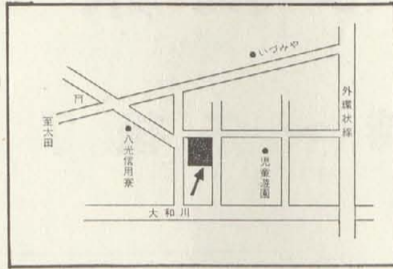


# 投票所所在地

○の数字は投票区番号です。  
6面の投票区域一覧表とともに参考にしてください。

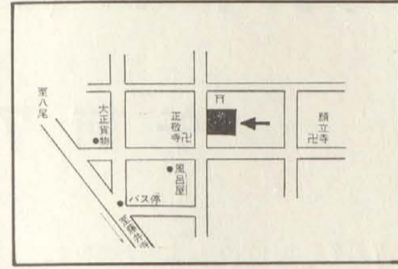
①投票区

沼青年会場  
沼 321



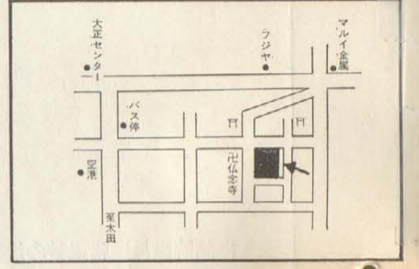
②投票区

太田公民館  
太田1544



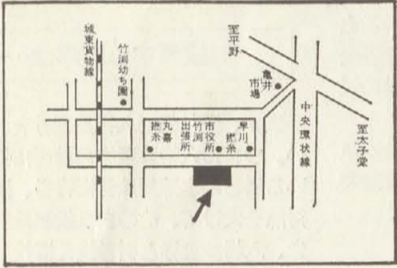
③投票区

光蓮寺  
南木の本7丁目136



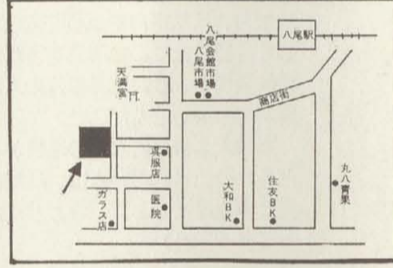
⑧投票区

竹淵小学校  
竹淵 115



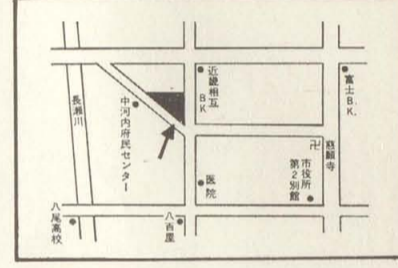
⑨投票区

大信寺八尾別院集会所  
本町4丁目2-48



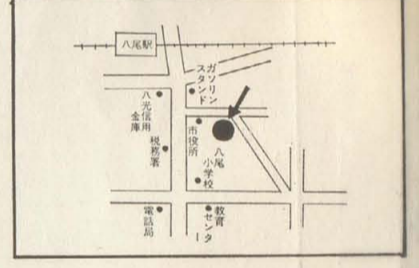
⑩投票区

八尾市婦人会館  
(八尾市立公民館分室)  
本町3丁目10-10



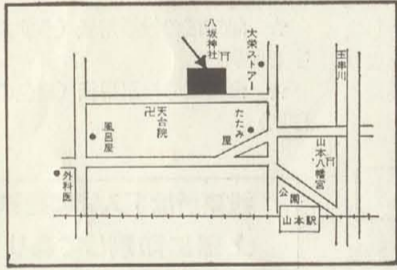
⑪投票区

八尾市民ホール  
本町1丁目1-1



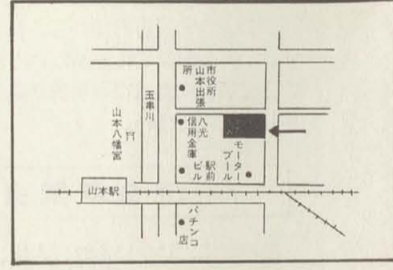
⑬投票区

西山本町公民館  
(中野青年会場)  
西山本町2丁目9-33



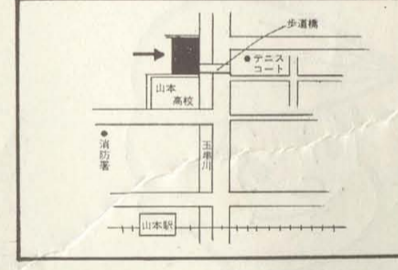
⑬投票区

八尾市立労働会館  
山本町1丁目8-11



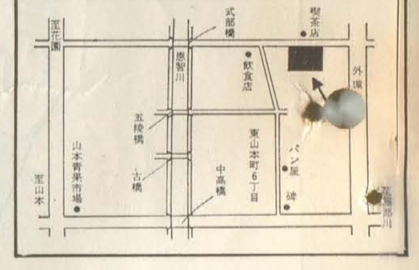
⑬投票区

山本小学校  
山本町北2丁目6-39



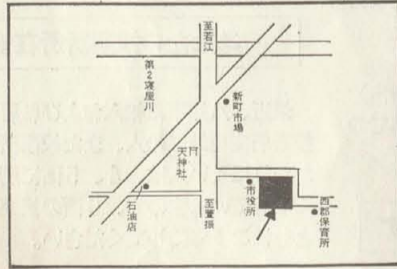
⑬投票区

東山本小学校  
東山本町9丁目3-33



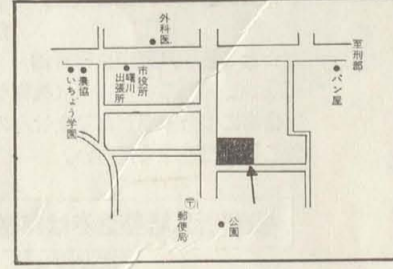
⑭投票区

八尾市立桂解放会館  
桂町2丁目33



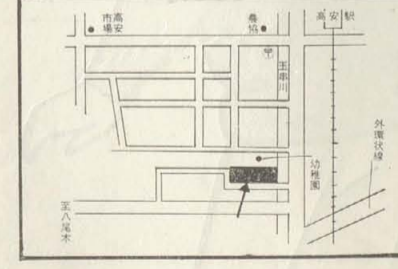
⑭投票区

曙川小学校  
八尾木91-2



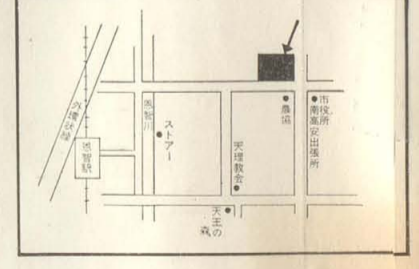
⑭投票区

清友高等学校  
柏村169-3



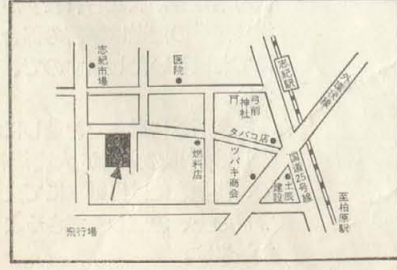
⑭投票区

南高安小学校(旧南高安中学校講堂)  
恩智677



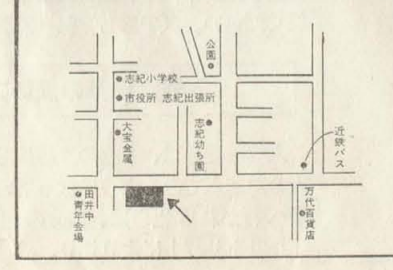
⑳投票区

聞法寺  
弓削 463



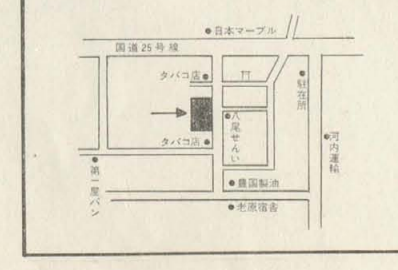
㉑投票区

志紀中学校  
弓削 662



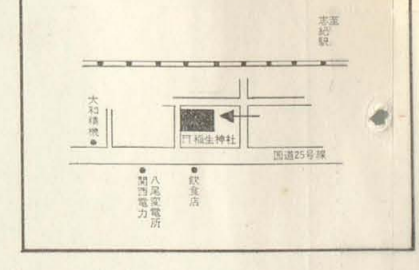
㉒投票区

旧志紀幼稚園老原分園  
老原5丁目227



㉓投票区

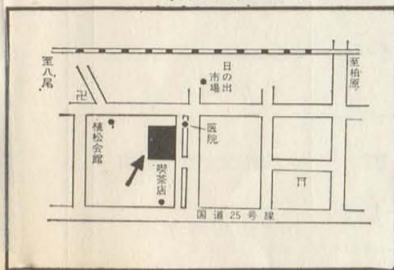
天王寺屋青年会場  
天王寺屋



(1)~(38)投票所

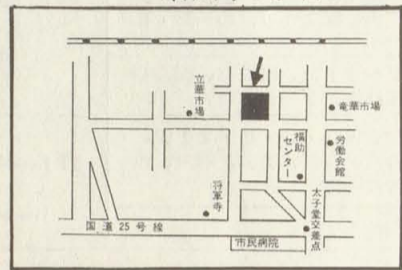
④投票区

永畑小学校  
永畑町1丁目2-27



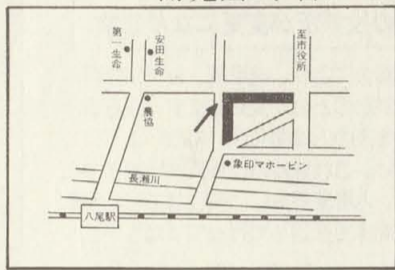
⑤投票区

竜華小学校  
東太子1丁目6-12



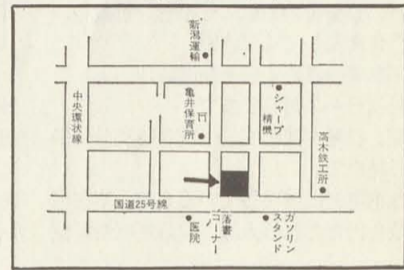
⑥投票区

安中小学校  
陽光園2丁目7-33



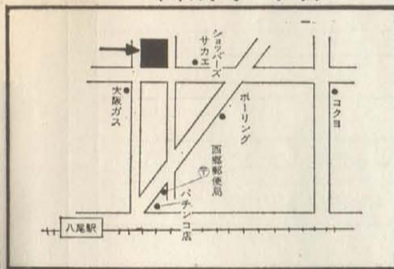
⑦投票区

興国アルミニウム工業株  
亀井町1丁目4-18



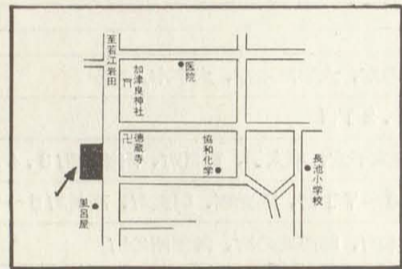
⑫投票区

用和小学校  
山城町3丁目1-46



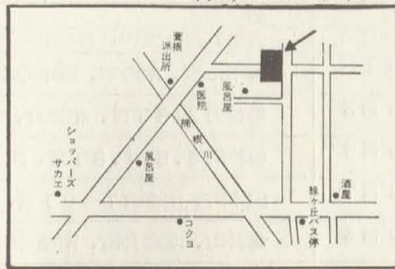
⑬投票区

恵光寺  
萱振町4丁目1



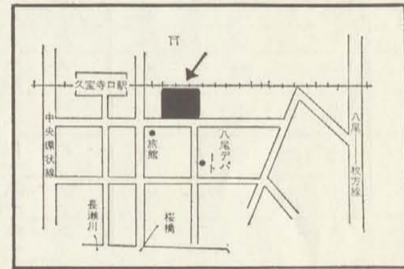
⑭投票区

八尾中学校  
緑ヶ丘1丁目17



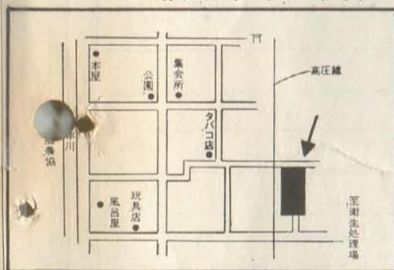
⑮投票区

白鳩幼稚園  
末広町2丁目8-23



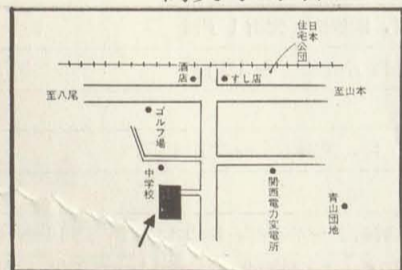
⑳投票区

北山本小学校  
福万寺町2丁目1



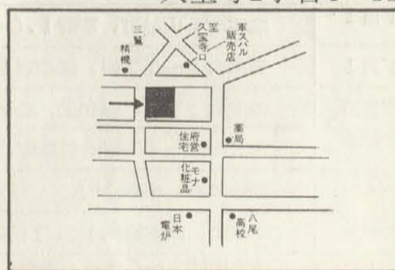
㉑投票区

高美小学校  
高美町3丁目1-26



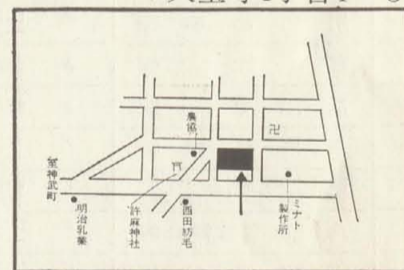
㉒投票区

久宝寺中学校  
久宝寺2丁目4-33



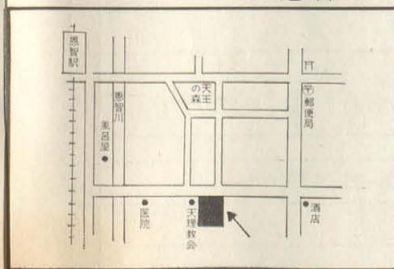
㉓投票区

顕証寺(久宝寺御坊)  
久宝寺4丁目4-3



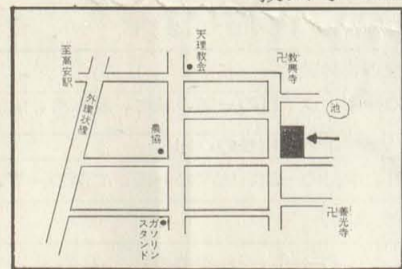
㉔投票区

母木保育園  
恩智 177



㉕投票区

南高安幼稚園三和分園  
教興寺 263



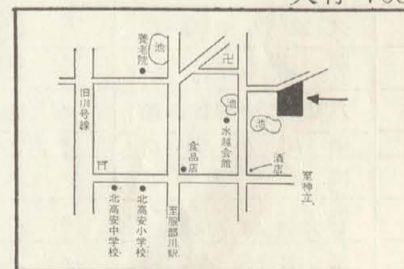
㉖投票区

中高安小学校  
服部川 191



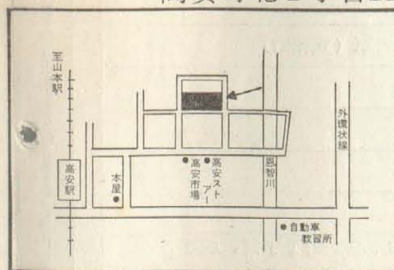
㉗投票区

北高安幼稚園  
大竹 768



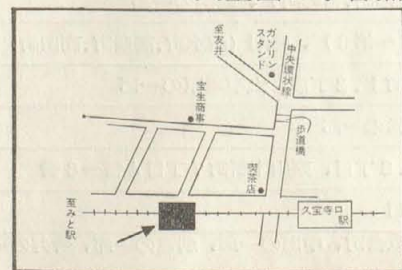
㉘投票区

平和幼稚園  
高安町北2丁目21



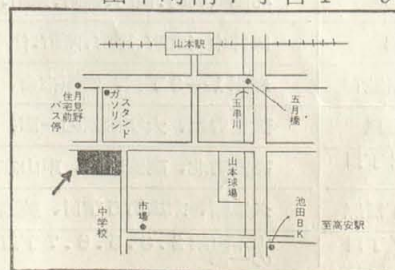
㉙投票区

久宝園集会所  
久宝園1丁目無



㉚投票区

南山本小学校  
山本町南7丁目1-9



みんなが投票  
みんなで審判

# やお市政だより

第507号

6

昭和49年6月20日

## 選挙

### 投票日に支障のある人は不在者投票もできます

投票当日、やむをえない用務で投票に行けない人は、前もって不在者投票を行うことができます。

不在者投票をされる方は、投票所入場整理券と印かんを持って市選挙管理委員会事務局へ行き、投票当日不在になることを申立て、備えつけの宣誓書の用紙にその旨を記載し、署名のうえ押印してください。

- ☆ 不在者投票のできる期間は、6月14日～7月6日まで  
土曜、日曜を問わず、午前8時30分～午後5時まで。
- ☆ 他市町村に滞在している人で、不在者投票を行なわれる人は、投票用紙を郵便

で請求することができます。その場合も宣誓書を作り、署名のうえ押印してください。

また、投票を行いたい手がけがした、目をいためた、字が読めない、候補者の名前を書くことができない人は、代理投票、点字投票ができますので、投票管理者に申出をすれば、代りに書いてくれます。

### 一部の投票所が変更になります

会場の都合により、投票所、および投票区域の一部が次のとおり変更します。(右表参照) 該当地区の人は間ちがいのないようにしてください。これ以外の投票所は今までどおりです。入場整理券に印刷されている投票所へ、ご家族で確認して行ってください。

該当地区	投票場所	
	新	旧
相生町2、3丁目	永畑小学校 (永畑町1-2-27)	旧志紀幼稚園分園
宮町2丁目	白鳩幼稚園 (末広町2-8-23)	用和小学校
東山本町、東町	東山本小学校 (東山本町9-3-33)	東山本町公会堂
福万寺町、福万寺町北、山本町北6～8丁目、小畑町4丁目、高砂町2丁目の一部・3丁目の一部、高砂町4・5丁目、桂町5丁目の一部・6丁目の一部	北山本小学校 (福万寺町2-1)	福万寺集会所
上尾町7～9丁目、福栄町、福万寺町南、西高安町3～5丁目	南山本小学校 (山本町南7-1-9)	山本小学校
山本町南2・3・5・6・7丁目、南小阪合町、今井、別宮、中田、成法寺の各々一部		八尾市立労働会館
山本高安町1丁目		清友高等学校

## 投票所

投票区	投票所名	所在地	投票区
1	沼青年会場	八尾市大字沼321	沼
2	太田公民館	〃 〃 太田1544	太田、丹北太田、若林町
3	光蓮寺	〃 南木の本7丁目136	南木の本、木の本、西木の本、北木の本、大字南木本、大字木ノ本
4	永畑小学校	〃 永畑町1丁目2-27	植松町2.6丁目、相生町、永畑町1.2丁目
5	龍華小学校	〃 東太子1丁目6-12	植松町4.5.7.8丁目、太子堂、南太子堂、東太子、春日町、南植松町3.4.5丁目、永畑町3丁目
6	安中小学校	〃 陽光園2丁目7-33	安中町、南本町7～9丁目、渋川町3～7丁目、陽光園、明美町、高美町5～7丁目、植松町1.3丁目
7	興国アルミニウム工業株式会社	〃 亀井町1丁目4-18	亀井町、北亀井町、南亀井町、跡部本町、跡部北の町、跡部南の町
8	竹淵小学校	〃 大字竹淵115	竹淵
9	大信寺	〃 本町4丁目2-48	本町4～7丁目
10	八尾別院集会所 八尾市婦人会館 (八尾市立公民館分室)	〃 本町3丁目10-10	本町2～3丁目、栄町、光南町
11	八尾市民ホール	〃 本町1丁目1-1	本町1丁目、南本町1～6丁目、東本町、松山町、桜ヶ丘、清水町、光町2丁目
12	用和小学校	〃 山城町3丁目1-46	北本町、山城町、宮町1.3～6丁目、楠根町、光町1丁目
13	恵光寺	〃 萱振町4丁目1	萱振町2～7丁目、長池町1～3丁目、小畑町1～3丁目
14	八尾中学校	〃 緑ヶ丘1丁目17	萱振町1丁目、緑ヶ丘、旭ヶ丘
15	白鳩幼稚園	〃 末広町2丁目8-23	末広町1～4丁目、左堂町、宮町2丁目、美園町1～3丁目
16	西山本町公民館 (中野青年会場)	〃 西山本町2丁目9-33	西山本町、小阪合町
17	八尾市立労働会館	〃 山本町1丁目8-11	山本町、山本町南1.4丁目、東山本新町1～4丁目、東山本新町7丁目1番～3番、東山本新町8.9丁目
18	山本小学校	〃 山本町北2丁目6-39	山本町北1～5丁目、堤町、上之島町南、上之島町北、上尾町1～6丁目、西高安町1.2丁目、長池町4.5丁目
19	東山本小学校	〃 東山本町9丁目3-33	東山本町、東町
20	北山本小学校	〃 福万寺町2丁目1	福万寺町、福万寺町南、福万寺町北、山本町北6～8丁目、福栄町、小畑町4丁目、高砂町2丁目の一部、3丁目の一部、高砂町4.5丁目、上尾町7～9丁目、西高安町3～5丁目、桂町5丁目の一部、6丁目の一部
21	高美小学校	〃 高美町3丁目1-26	若草町、青山町、高美町1～4丁目、荏内町、今井の一部、別宮の一部、成法寺の一部
22	久宝寺中学校	〃 久宝寺2丁目4-33	久宝寺1～3丁目、東久宝寺、北久宝寺、高町、渋川町1.2丁目
23	興証寺 (久宝寺御坊)	〃 久宝寺4丁目4-3	久宝寺4～6丁目、南久宝寺、西久宝寺、神武町
24	八尾市立桂解放会館	〃 桂町2丁目33	幸町、桂町1～4丁目、桂町5丁目の一部、6丁目の一部、泉町、新家町、山賀町、高砂町1丁目、高砂町2丁目の一部、3丁目の一部
25	曙川小学校	〃 大字八尾木91の2	八尾木、東弓削、中田、大字安中、八尾座、大字植松の一部
26	清友高等学校	〃 〃 柏村169の3	刑部、柏村、都塚、山本高安町2丁目、中田の一部、垣内の一部、二俣の一部、恩智の一部、神宮寺の一部
27	南高安小学校 (旧南高安中学校講堂)	〃 〃 恩智677	恩智(西町、池田、森小路、乾小路、辻林、共和)
28	母木保育園	〃 〃 恩智177	恩智(南谷、昭和、相互)、神宮寺、二俣の一部(近鉄線東側)
29	南高安幼稚園 三和分園	〃 〃 教興寺263	黒谷、教興寺、垣内
30	中高安小学校	〃 〃 服部川191	服部川、郡川、大塚、山畑、千塚の一部、黒谷506番地
31	北高安幼稚園	〃 〃 大竹788	大竹、楽音寺、水越、神立、千塚
32	閻法寺	〃 〃 弓削463	弓削(乾町、良町、興町、末町、中町、東の町、宮の町)、二俣の一部
33	志紀中学校	〃 〃 弓削662	田井中(北町、東町、南町、住宅東第1～第3)、弓削(清水町、高砂町、高田町)、大字老原(立花町)
34	旧志紀幼稚園 老原分園	〃 老原5丁目227	老原1～9丁目、老原宿舎、南植松町1.2丁目、大字老原の一部
35	天王寺屋青年会場	〃 大字天王寺屋	天王寺屋、大字老原の一部、大字植松の一部
36	平和幼稚園	〃 高安町北2丁目21	高安町北、高安町南、東山本新町5.6丁目、東山本新町7丁目4番～6番
37	久宝園集会所	〃 久宝園1丁目無	久宝園、末広町5丁目、美園町4丁目
38	南山本小学校	〃 山本町南7丁目1-9	山本町南2.3.5.6.7丁目、南小阪合町、中田の一部、別宮の一部、今井の一部、山本高安町1丁目、成法寺の一部

やおし

# やお市政だより

第507号

7

昭和49年6月20日

## お知らせ

### 講座のこと

#### ■文学教室が開かれます

電 23-4115

労働会館分館では、恒例の文学教室（第8期）を6月末～11月まで開きますので多数ご参加ください。

☆とき 6月27日～11月14日までの毎週木曜日（祝日は休み）午後6時～8時30分

☆ところ 労働会館分館（近鉄バス植松または太子堂下車すぐ）

☆定員 100名（受講料は無料）

☆資格 16歳以上の市民または市内在勤者  
☆申し込み 6月27日までに印鑑持参のうえ同分館まで

＜4回目までの日程＞ 6月27日 開講式「人間形成と教育」東京教育大教授 佐藤静夫 7月4日 「ソルジェニツインと表現の自由の問題」大阪外大助教授 法橋和彦氏 11日 「作品研究」評論家 千頭剛氏 18日（椎名麟三論）評論家 松原新一氏 その他、小野十三郎氏（詩人）、犬養孝氏（阪大名大教授）、三木卓氏（作家）などを予定しています。

#### ■消費生活リーダー養成講座生を募集しています

電 91-3881 内線323

消費者活動の推進をはかるため、消費生活リーダー養成講座生を募集しています。

☆応募資格 消費者問題に関心をもち、地域での消費者活動ができる人

☆申し込み 所定の用紙（産業課にあります）に必要事項を記入のうえ、6月29日（土）まで市産業課まで

☆定員 先着50名（中河内地区）

☆受講期間 7月2日～9月3日 毎週火曜日 午後1時～4時

☆受講場所 八尾商工会議所

☆講座カリキュラム 物価問題を考える、食品の危害、生活総点検など10講座  
なお、受講料は無料です。

### 美術展のこと

#### ■八尾美術協会展、働く人の美術展の出品作を募集します

電 99-3167

労働会館（山本）では、第15回八尾美術協会展、併催働く人の美術展を開きますので、ご尽力の力作を出品してください。

☆会期 7月16日（火）～21日（日）

☆会場 市立労働会館（近鉄山本駅前）

☆種別 絵画＝使用材料自由 2点以内  
額付きのこと（大きさは10号～100号まで）

彫刻、工芸＝使用材料自由 2点以内 写真＝引き伸ばし写真でパネル張り（組写真は1枚のパネルにレイアウトしたもの）2点以内

☆出品料 無料

☆作品搬入 7月14日（日）午前10時～午後5時 労働会館で（ただし、学校、団体出品は午後1時から）

### 非行防止のこと

#### ■社会を明るくする運動が行われます

電 91-3881 内線228

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

最近の青少年の非行は、社会経済の急激な変動を反映してますます多様化する傾向にあるとともに、非行の低年齢化が一層顕著となっています。そこで、次代を担う青少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、八尾市でも7月中次のような行事が行われます。

7月11日（木）市中パレード 午後1時半～15日（月）各ターミナルで街頭広報 午前7時～8時と10時半～正午  
20日（土）市民ホールで座談会（パネル方式） 午後1時半～4時

### 福祉金のこと

#### ■心身障害者（児）福祉金が支給されます

電 91-3881 内線279

市では、心身障害者（児）の福祉金給付の申請をされた人に次の日程で支給しますので忘れずにお受けとりください。

☆必要なもの 八尾市心身障害者福祉金給付決定通知書、身体障害者手帳、印鑑

☆とき、ところ 7月9日 ◎児童出張所 ○竹洲出張所 △大正出張所 10日 ○久宝寺出張所 ○西郡出張所 △曙川出張所 △志紀出張所 11日 ◎労働会館（山本）○高安出張所 △南高安出張所 12日 ◎市立社会福祉会館内社会課

時間は、◎印は午前9時30分～午後4時30分、○印は午前9時30分～12時、△印は午後2時～午後4時30分です。

### スポーツのこと

#### ■社会人剣道大会が開催されます

電 23-5101

第6回八尾市社会人剣道大会が開催されます。この大会は郡市対抗八尾市代表選手の選考を兼ねますので、ふるって参加してください。

☆とき 7月21日（日）午前9時～

☆ところ 市立教育センター体育館

☆資格 市内在住勤の社会人（夜間学生含む）

☆種目 ①個人戦 一般の部（年齢に制限なし）＝2段以下の部と3段以上の部 青年の部（段位に制限なし）＝4月1日現在で28歳未満の人 ②団体戦 5名編成（5段以下）

☆締め切り日 7月10日（水）午後5時まで  
☆申込先 清水町1丁目 市立教育センター内体育振興課まで

### 町名地番改正のこと

#### ■第16次町名地番改正が行われます

電 91-3881 内線374

市では大字区域および地番の混乱から生まれる障害を排除するため、次の区域の町名地番改正を行います。

☆実施区域 大字老原、田井中および弓削の各一部の区域（下図区域内、新しく東老原1～2丁目、田井中1～4丁目、志紀町西1～4丁目となります）

☆実施期日 昭和49年7月1日から

これら実施区域内に居住されている方、および、事業所には実施直後に新しい町、丁目、地番をお知らせします。

☆市役所公簿の住所などの書き替え

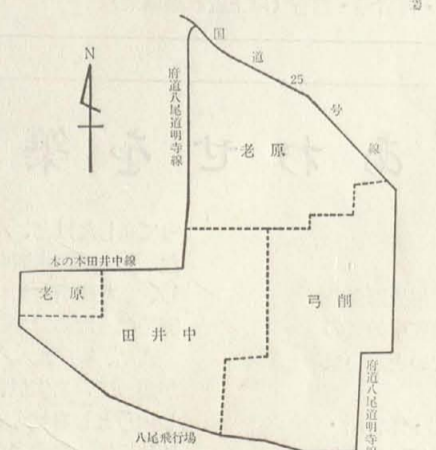
戸籍、住民基本台帳、印鑑登録などの公簿は市役所で新町名地番に書き替えます。

☆不動産登記関係

実施区域内に土地、建物を所有しておられる場合、登記物件の表示変更は登記所が職権で書き替えてくれますが、所有者の住所が実施区域内の旧大字と地番で登記してあるときは各自住所変更の手続きをしなければなりません。

このほか、自動車運転免許をはじめ各種免許証をお持ちの方も住所変更の届け出をしてください。

これら町名地番改正にともなう変更証明書などは市役所で交付します。住所変更証明書については市民経済部市民課、町名地番改正証明書については、建設部管理課（旧八尾郵便局跡）におこしください。



### 国民年金のこと

#### ■国民年金保険料第1期分の納期限は7月31日です

電 91-3881 内線320

国民年金保険料第一期分（4、5、6月分）の納期限は7月31日です。

まだお納めでない方は今年4月に配布しました納付書により、市役所、もよりの出張所または市の指定金融機関へお納めください。

納期限までに保険料（掛け金）を納められませんかと将来老齢年金を受けられなくなったり、年金受給の際、損をされることがあります。

す。さらに万一不測の事故にあわれたとき、障害年金や母子年金などを受けられないことにもなります。

このようなことがないように必ず納期までに納めましょう。

なお、保険料を納めたくても所得がないなど経済的な理由によって保険料を納められない方は、保険料の納付を免除する制度がありますので、そのまま放置して滞納しないで国民年金手帳と印鑑をもって市年金課までご相談ください。

### 老人医療のこと

#### ■新しい老人医療証で治療を受けください

電 91-3881 内線357

老人医療証・受給者証の更新時期です。現在使用されている老人医療証（ピンク色）、受給者証（水色）は、6月30日有効期間が切れ無効となります。新しい老人医療証（ねずみ色）、受給者証（黄色）はそれぞれの対象者に郵送しますので、6月末日までに届かない場合は保険課老人医療係までご連絡ください。

7月1日から医院や病院で治療を受けられるときは、必ず新しい「証」と被保険者証を受付窓口で提示してください。

### 外国人登録証明のこと

#### ■外国人登録証明書の切替時期がきました

電 91-3881 内線314

昭和46年に外国人の新規登録申請または登録証明書の切り替えをした方は新規登録の日または切り替えの日から3年目にあたる日（登録証明書の2ページに記入してあります）までに市役所市民課で切り替えの申請をし、新しい登録証明書の交付を受けてください。

なお、申請期間の最終日を過ぎて届け出をされた場合は法違反になりますのでおくれなように切替手続きを済ませてください。

☆必要なもの（本人申請） 外国人登録証明書、写真3枚（14歳未満の人は不要）、印鑑

### 募集のこと

#### ■消防吏員を募集しています

電92-2281

消防本部では、昭和49年10月1日採用予定の消防吏員を次のとおり募集しています。

☆受験資格 大学・短大・高校を卒業した昭和24年10月2日以降に生まれた男子

☆試験 第1次試験 7月28日 第2次試験 8月5日

☆申し込み 7月27日まで 消防本部総務課庶務係へ

☆給与 大卒＝77,704円以上 短大卒＝72,792円以上 高卒＝65,880円以上



# やお市政だより

第507号

8

昭和49年6月20日

## お知らせ

### 一般ごみの収集曜日が変わります

— 7月1日から —

近年、人口が増加し、ごみの量も急増しています。

市ではこれに対処するため、収集機材、人員の増加などを行い、収集業務の充実をはかっていますが、よりスムーズに収集するため収集地区の編成替えを行うことになりました。これにより7月1日から一般家庭（週2回収集）のごみ収集曜日が下表のとおり変わります。

持ち出しのご協力をお願いしている地区のみなさんは特にご注意ください。



曜日	収集地区
月・木	山本町南、山本高安町、南小阪合町、青山町、高美町、南本町、明美町、松山町、安中町、大字安中、柏村・二俣・神宮寺・恩智(以上近鉄線以西) 刑部、中田、大字別宮、大字今井、弓削、東弓削、都塚、八尾木、天王寺屋、田井中、老原、相生町、永畑町、植松町、南植松町、大字植松、太田、北木の本、木の本、南木の本、西木の本、大字南木本、大字木本、沼、若林町、八尾座
火・金	竹淵、南亀井町、亀井町、北亀井町、跡部北の町、跡部本町、跡部南の町、太子堂、南太子堂、東太子、春日町、神武町、西久宝寺、北久宝寺、久宝寺、南久宝寺、東久宝寺、渋川町、大字渋川、高町、栄町、光南町、陽光園、清水町、末広町、佐堂町、久宝園、美園町、新家町、宮町3-5丁目・楠根町・山賀町・泉町(以上府道八尾枚方線以西)、本町、東本町、荘内町、若草町、小阪合町、西山本町、旭ヶ丘、桜ヶ丘、光町、北本町(弥刀上之島線以南)、山城町1・2丁目、宮町1・2丁目
水・土	宮町3-5丁目・楠根町・山賀町・泉町(以上府道八尾枚方線以东)、山城町3-5丁目、幸町、桂町、小畑町、北本町(弥刀上之島線以北)、萱振町、緑ヶ丘、長池町、堤町、山本町北、山本町、東山本町、東山本新町、福万寺町北、高砂町、福万寺町、福万寺町南、上之島町南、上之島町北、福栄町、上尾町、西高安町、東町、高安町北、高安町南、垣内、教興寺、黒谷、郡川、服部川、山畑、大窪、千塚、水越、神立、楽音寺、大竹、二俣・柏村・神宮寺・恩智(以上近鉄線以东)

## しあわせを築く道 部落解放をめざして ⑤

### ■安中の部落解放運動

今まで、西郡地区における部落解放運動をふりかえってみました。今回は安中地区の部落解放運動について考えてみたいと思います。

現在、安中地区には、低家賃住宅・保育所・解放会館・診療所などが建設されていますが部落解放運動がおこる前は、極めて悲惨な実態でした。

昔のことをふりかえって、地区の人々は次のように語っています。

「6畳、4畳半の二間の家に、6世帯も住んだらうらやまがあった。じいさん、ばあさんは夜になると、寝るところがないよって、ひと晩じゅう火鉢をかかえて、じっとすわっとった。地獄のような生活でんな。」

長い間にわたる差別の結果として、安中地区は、低い屋根、朽ちかけた柱、雨もりがし、すさまじい風が吹きこむといった不良住宅が密集していたのです。

「雨が降ったら、カッパきて水くみに行ったし、洗いのものは、夜ロウソクをつけて使ったんや。風の吹く日は、ロウソクの火が消えるんで、きょうはお休みやなんて、冗談い

ってましたけど、えらい困りましたわ。」  
たった1本の水道を70-80軒が共同で使用し、また便所も10軒で使用するというような実態だったのです。

また、安中地区のまわりには、様々の工場が建っていますが、被差別部落の人々を採用しようとしませんでした。

戦前には、次のような貼り紙を堂々としていた工場もあったということです。

「求む工具。ただし、ここより東(安中地区をさす)の者を採用せず。」

戦後になって、このような露骨な差別はなくなりましたが、それでも企業の中にはいろいろな理由をつけて、安中地区の人々には就職の門をかたく閉ざしていました。

昭和46年には、その冰山の一角として、「在日朝鮮人と同和地区の子弟は採用しない。」と言った企業があらわれました。

このような差別的で劣悪な実態に対し、安中地区の人々は長い間、諦めの中でくらしを続けてきました。

大正11年、全国水平社が結成され部落の完全解放を熱願する声があげられたとき、安中地区にも、よびかけの講演会が開かれましたが、ついに解放運動の旗はあがりませんでした。

た。  
それから、ずっと安中地区は「寝た子をおこすな」の考えが強く、解放の火の手はあがりませんでした。

その一方で、西郡や泉佐野市の樫井では、部落解放運動の成果として、低家賃の住宅が建設され始めました。

この成果を目の前に、運動の確信をもった安中地区の人々は、昭和40年、「寝た子を起こすな」という考えを打ち破り、初めて住宅建設・生業資金要求に立ち上がりました。

8月の炎天下、赤ん坊を背負い、オシメ袋をもち、ナベ・カマをさげて、45日間のすわりこみを行ったのです。

この捨て身の闘いの中から、安中地区の人々は、今までの劣悪な生活実態こそが差別であり、その責任は国・府・市の行政にあることを学びました。

おりから、同年8月11日、同和対策審議会答申が出され、市民的権利が被差別部落住民に完全に保障されてこなかったことが差別であり、その解決のために国・行政が施策を講ずる必要性が全国的に明らかにされたのでした。